「日本基督教団罪責告白」礼拝式文・使用ガイド

関東教区・「教団罪責告白」検討委員会

「日本基督教団罪責告白」は、関東教区「教団罪責告白」作成検討委員会によって10年の歳月を経て作成されました。この罪責告白が教区内外の集会や個々の教会で広く用いられ、共に真摯に教団の過去と向き合い、主に立ち帰って、新しい歩みが始まることを願っています。実際にこの式文を用いる場合のことを考えて、簡単な説明を加えて、ガイドとしたいと思います。

1.「日本基督教団罪責告白」は、4つの文書から成り立っています。

①日本基督教団罪責告白礼拝式文

この礼拝式文が全体の柱です。

これは、主の祈りの一つ一つの祈りを柱に、礼拝の構造の中で罪責を告白するリタニー（連祷）の形になっています。何よりもわたしたちの罪責は礼拝の中で告白されるべきものとして、司式者と会衆、告白者の対話のかたち展開し、招きに始まり、罪の告白のリタニーが続き、これに赦しの宣言、平和のあいさつ、派遣なども加えられています。

②日本基督教団罪責告白文

これは、①の「礼拝式文」を要約した文書で、一読してその要旨を理解するために作られたものです。礼拝の中の一部で、あるいは、集会で、会衆が共に朗読するなど、用途があると思います。

③罪責を告白する教会―真の合同教会を目指して―

これは、280ページからなる冊子で、関東教区「教団罪責告白」作成検討委員会において委員が研究し発表した論文集です。礼拝式文に告白されている教団の罪責のそれぞれの項目は、この論文の中に具体的な事実として挙げられているものに根拠を置いています。どの一つの論文を取り上げても、わたしたちの教団が歩んできた歴史の中で、神と隣人の前に悔い改めと赦しを求めなければならない事実が明らかにされています。この冊子をもとに、学びと話し合いの時をもつことへと発展することを願っています。この中に挙げられている事実だけでなく、更に、研究と議論が深まり、もっと、正確な、深い、告白となって行くことが期待されます。

④罪責告白の注解と用語解説

これは、①の「礼拝式文」や、②の「告白文」の中で告白されていることが、具体的にどのような事実に基づいているかを明らかにするために、③の論文集『罪責を告白する教会―真の合同教会を目指して―』のどこと対応しているかを示したもの、それに加えて、簡単な用語解説をつけています。戦時下の教会で用いられた用語で現在耳慣れないことばが多くあります。それについてのもっと詳しい説明は論文集のどこにあるかの索引もつけています。

これらの文書を総合的に用いることによって、より深い理解と、真摯な罪責の告白となることを願っています。なお、子どもたちも参加できるような言葉のものにしたいという願いが作成検討委員会の中でも検討されましたが、当委員会では、それは将来の課題として残すことになりました。

2.「礼拝式文」をどのように用いるか

この式文全体が主に向かう礼拝のための「礼拝式文」となっており、礼拝の中の、罪の告白、悔い改め（懺悔）と立ち帰りとしての告白であることに注意しなければなりません。通常の礼拝の中で、とくに、「平和主日」や「創立記念日礼拝」などの機会に、この式文を用いて礼拝することをお勧めします。

また、修養会や教団の歴史の学習会などのプログラムの中に組み込んで、この式文による礼拝の時をもつことも有効な使い方でしょう。

礼拝式文は、前文に始まり、主の祈りの「天にましますわれらの父よ」という呼びかけから、「御名をあがめさせたまえ」以下に続く6つの祈りに、司会者のことば、会衆の応答、告白1，2，3、による罪責の告白、キリエ・エレイソン（主よ、憐れみを）とがあって、これを一まとまりとしています。最後に、「赦しの宣言」と「平和のあいさつ」頌栄、派遣（祝禱）で終わることになっています。

＊あらかじめ司会者と、告白者を担当する3人を決めておくとよいと思います。

＊司会者は「赦しの宣言」をしますので、牧師がこれに当たるのがふさわしいと考えますが、そうでなければならないということではありません。

＊告白者は3人の人で分担し、ゆっくりと、はっきりとした言葉で、読み上げるとよいでしょう。

＊この式文は、礼拝参加者全員で応答する場面がたくさんあります。司会者の言葉に続く会衆の応答、キリエ・エレイソン（主よ、憐れみを）など。“キリエ・エレイソン”（主よ、憐れみを）は、伝統的な教会の罪の告白をするときの讃美歌です。会衆全員が讃美歌21－32を歌ってもよいし、その他のもの、あるいは、メロディーなしでもかまいません。伴奏を付ける時は、最初のキィーだけを最初に鳴らして、すぐに会衆が歌い出すようにするとよいでしょう。

3　実際に、礼拝に用いる場合この式文を礼拝のどの部分に置いたらいいのか、との問いがありました。

この式文の作成委員会では、礼拝学的な視点に立って、キリスト教本来の聖書的、公同的、教会共同体的な礼拝構造を意識しながら、わたしたちの「教団罪責告白」の礼拝式文を作成しました。礼拝の構造として、1)神の招きに応えて主の前に進み出ること、2)主のみ言葉を聞き、サクラメントにあずかること、3)感謝の応答をし執り成しの祈りをすること、4)祝福と共に地の果てまで平和の福音を告げるものとして派遣されること、の4つの柱があります。わたしたちの「罪責告白」は、この構造の中では、初めの「主の前に進み出るところ」に置かれるべきものと考えることができます。伝統的な教会の礼拝では、1)は、〈前奏・招詞・賛美・罪の告白・赦しの言葉・憐れみの賛歌（キリエ）・頌栄（グロリア）＞などがあり、この中での、罪の告白と赦しの宣言が、この「礼拝式文」でカバーしていることになります。その後に、2)神の言葉＜聖書朗読・賛美・説教・祈祷・賛美＞があり、3)の感謝の応答＜信仰告白・祈祷・平和のあいさつ・聖餐＞、そして、最後に、派遣＜賛美・祝禱＞と続くと、礼拝の全体構造を満たすことになります。

従って、聖書の朗読、説教、聖餐などは、この式文の中には入っていません。実際に礼拝を行う場合は、この式文に続けて、聖書朗読、説教を加え、また、賛美と感謝、信仰告白、執り成しの祈りなどを加えるとよいでしょう。この告白式文に聖餐式を加えることも深い意味があると思います。

あるいは、この礼拝式文で告白されていることを、御言葉への応答としてとらえるならば、聖書朗読や説教などの後に、これを加える形にすることも考えられます。いずれにしても、この罪責告白が礼拝構造の中でどのような位置づけをして行われるべきかを意識し、理解しながら行うことが大切なことです。

この式文には「平和のあいさつ」が加えられていますが、これは、キリスト者の礼拝が、罪責を告白し、み言葉によって赦しを宣言され、主に感謝の応答をするとともに、互いに平和のあいさつを交わし、主にある交わりを確認するという教会の習慣にならうものです。平和のあいさつを交わし合うこの行為が、和解の使者として遣わされてゆく、それぞれの世界でキリスト者が自らを証しして行く基本の姿勢となるという意味もあります。

実際には、厳密にリタージカルな構造をもって礼拝をしている教会は少ないと思いますので、それぞれの教会に合った形で、この構造を意識しながら、工夫してこの式文を用いてくださればさいわいです。